

審理員 殿

審査請求人（参加人）

住所（納税地） \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

代理人

住所又は居所（事務所） \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

## 閲覧等請求に対する意見書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付の「提出書類等の閲覧等請求に係る意見聴取書」により照会のあった下記1の書類の閲覧（又は写しの交付）について、下記2のとおり意見を提出します。

### 記

1 照会のあった提出書類等の名称

\_\_\_\_\_

2 御意見

(1) 閲覧等に供した場合の第三者の利益を害するおそれ、その他正当な理由

有  無

※ 該当する事項のチェック欄に✓印を付してください。

(2) 第三者の利益を害するおそれ、その他正当な理由がある部分

\_\_\_\_\_

※ 対象書類の写しに該当部分をマーカー等で表示いただいても構いません。

(3) 第三者の利益を害するおそれ、その他正当な理由の具体的理由

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

※ 「第三者」とは、閲覧等請求人以外の者をいいます。

(注) 御意見提出に当たっての留意事項

行政不服審査法第38条第1項により、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができないとされています。したがって、閲覧又は写しの交付の実施に当たっては、御意見をいただいた事項を踏まえ、最終的には審理員が審理に必要なか否かの観点から、その可否を判断しなければならないこととなっており、場合によっては御意見の全てを採用できない場合があることを御承知おきねがいます。

なお、「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき」とは、閲覧又は写しの交付を求める者以外の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるときをいいます。また、「その他正当な理由があるとき」とは、第三者の個人識別情報が含まれている場合や、国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、閲覧又は写しの交付の対象とすることにより、当該事務又は事業の性質上、それらの適正な遂行に支障を来すおそれがあるときをいいます。